

五島市いじめ防止基本方針



平成30年3月改定

五島市・五島市教育委員会

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 目的

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、市立小・中学校（以下「学校」という。）、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「五島市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定める。

なお、市基本方針の策定にあたっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針及び長崎県いじめ防止基本方針を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条による。】

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様（例）】

- (1) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を尊重し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭（保護者）、地域、関係機関等が結集して取り組むことにより初めて可能となる。そのために、それぞれがその役割と責任を自覚し、次のことを基本として行うことが重要である。

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会であっても「いじめは、いじめる側が悪い」という明快な一事を、毅然とした態度で行きわたらせる。

全ての児童生徒が、自己肯定感や充実感を感じながら安心して生活したり、学習に取り組んだりすることができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

全ての児童生徒が、いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、いじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いを尊重し合う意識や態度を育む。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行い、児童生徒のいじめを許さない心を育てる。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

市民は、地域全体で児童生徒を見守り、多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるようにするなど、地域の宝である児童生徒の健やかな成長を促すための取組に努める。

いじめは、どの学校、どの児童生徒にも起こり得ることから、いじめが児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

いじめ防止等についての取組を効果的に進めるためには、平素から、

- ①児童生徒のささいな変化に気づく力を高めておくこと。(教師・保護者・市民)
- ②「どうかな」と思ったら迷わず連絡・相談するなど対処の在り方について理解を深めておくこと。(教師・保護者・市民)
- ③関係機関等との連携や情報共有の体制を構築しておくこと(学校)

などが必要である。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1)「五島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条による。】

市教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関と連携し、本市におけるいじめ防止等に向けた取組の効果的な推進を図るため、「五島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

その構成員は、教育関係として学校、教育委員会、少年センター、児童福祉関係として福祉事務所、民生・主任児童員、児童相談所、保健医療関係として五島医師会、五島保健所、市健康政策課、警察・消防・司法関係として五島警察署、市消防本部、長崎地方法務局五島支局、五島人権擁護委員協議会などとする。

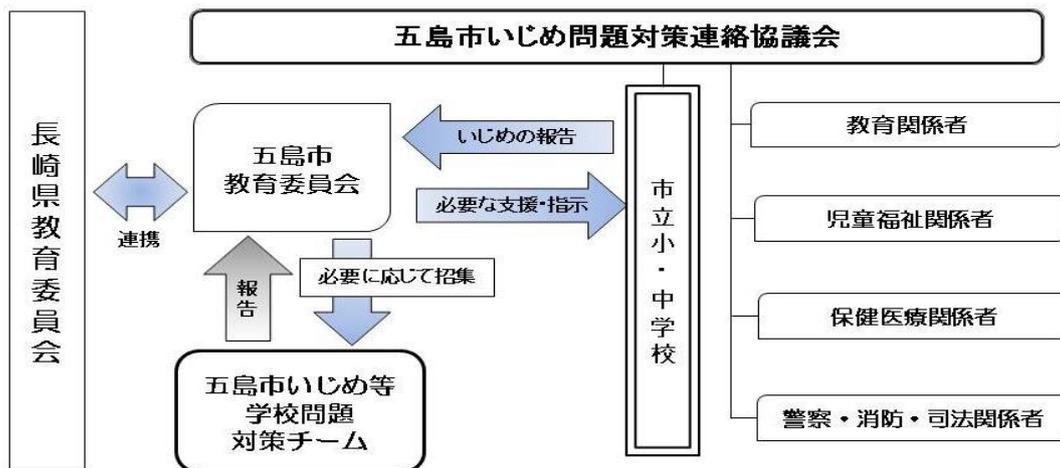
(2)「五島市いじめ等学校問題対策チーム」の設置 【法第14条第3項による。】

市教育委員会は、いじめ問題等の重大事態に対応するため、長崎県教育委員会と連携して「五島市いじめ等学校問題対策チーム」を設置し、必要に応じて召集する。

この「五島市いじめ等学校問題対策チーム」には、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー(臨床心理士)、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める。

【「五島市いじめ等学校問題対策チーム」の担う主な内容】

- ① 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ② 学校におけるいじめの事案について、学校からの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査にあたる。



(3) 組織設置以外の施策

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心、人権感覚を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- ② 「五島っ子の心を見つめる教育週間」や「五島っ子さわやか運動」等を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任をもって行動する力を育成する。
- ③ 学校に「特別支援教育支援員」を適宜配置し、児童生徒の基礎学力の定着及びコミュニケーション能力の育成等を支援する。
- ④ 児童生徒と教職員との信頼関係と自他を認め合う学校生活の中で「夢・あこがれ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高め、ふるさと五島を誇りに思う児童生徒の育成を推進する。
- ⑤ 県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や国立教育政策研究所作成の「生徒指導リーフレット」等の資料を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に努める。
- ⑥ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等が行われるよう「ココロねっこ運動」等と連動した啓発活動など、保護者、家庭への支援に努める。
- ⑦ 児童生徒、保護者、市民が、インターネットを通じて発信される情報の特性（高度の流通性、匿名性など）を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止することや効果的に対処すること等についての理解を深めるために啓発その他必要な措置を講ずる。

- ⑧ いじめの早期発見に向け、市いじめ110番（電話相談・メール相談）の設置及び周知を図る。また、国や県その他の関係機関等が設置している電話相談窓口等の周知を図る。
24時間子供SOSダイヤル（県）、メール相談窓口（県）
- ⑨ 「学校生活アンケート」を実施し、各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
- ⑩ 教育相談体制の充実を図るため、学校に「いじめ等対策指導員」や「心の教室相談員」を適宜配置するとともに、県教育委員会が実施しているスクールカウンセラー配置事業及び派遣事業の積極的な活用を促す。
- ⑪ 県教育委員会のスクールソーシャルワーカー配置事業の活用や福祉事務所等関係機関との連携を密にし、問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図る。
- ⑫ 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するなど、警察との情報共有を進めることにより、児童生徒の早期の立ち直り支援等に努める。
- ⑬ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及び保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- ⑭ 「ココロねっこ運動強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」等と連動した活動など、地域におけるいじめ防止等の取組の促進に努める。
- ⑮ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ⑯ 学校が、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際は問題を隠さず迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。
- ⑰ 学校いじめ防止基本方針については各学校のホームページへの掲載その他の方法により保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

- ⑱ 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会、生徒会活動等の特別活動等において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さと呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。
- ⑲ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害への特性への理解を深めるとともに個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ⑳ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒は言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ㉑ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため性同一性障害や性的指向・性自認について教職員へ正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ㉒ 東日本大震災により被災した児童生徒については、被災した児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

【法第13条による。】

- 学校は、国や県、市の基本方針を参酌し、学校の実態や実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。また、学校のホームページへの掲載、その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにする。
- 学校基本方針には、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」とい

った、基本的な方向や取組の内容等を示す。

【資料1・2：いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針様式例・記入例 参照】

- 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。特に入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校いじめ防止基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。

【学校基本方針策定上の留意事項】

- ① 学校基本方針の策定にあたっては、保護者や地域の方に必ず参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにする。
また、児童生徒の意見も取り入れ、いじめの防止等について、児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- ② 学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする。
そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取組を実施する組織、さらには関係機関等との連携について、学校の実態や実情を踏まえて盛り込む。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置及び公開（組織の名称は学校の判断による。）

【法第22条による。】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員等により構成される「組織」を置くものとする。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応する。

【役割】

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに組織的に対応するための中核としての役割

(3) 学校におけるいじめに対する措置

i) いじめの防止……いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(アンケート、個人面談、保護者面談、校内研修の実施)

ii) 早期発見……いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いじめを早期に認知できるよう努める。

iii) いじめに対する…発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに措置
組織的に対応する。また、法第23条の規定にかかる措置について適切に取り組む。

iv) いじめ解消の要件 「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を確認する。

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。教職員は被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じているか否かを本人及び保護者に面談によって確認する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分にある可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

【組織的ないじめ対応イメージ】

① いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 教職員の指導力の向上
- 規範意識と思いやりの育成
- 五島っ子の心を見つめる教育週間等による道徳教育などの充実
- 児童会活動や生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化 等

② いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関

⑤-A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童生徒への支援体制を作る。
- いじめた児童生徒への指導・立ち直り支援。
- 周囲の児童生徒への指導。 等

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法等について話し合う。

【いじめの解消の2つの要件】

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

●状況の把握に努め、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

●「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、教職員は日常的に注意深観察する。

いじめ防止等のために保護者（家庭）が実施する取組

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行い、児童生徒のいじめを許さない心を育てる。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

- 家族の会話やふれあいの時間など日常生活の中で、思いやりの心や善悪の判断、規範意識や正義感などを養う。また、「自分のことは自分です」といった基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- 子どもと語り合う時間を大切にし、日ごろから子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努める。
- 子どもにとって携帯電話、スマートフォン、パソコン等、インターネットの影響が非常に大きく、携帯電話等を利用した犯罪やトラブルは社会問題となっていることから、携帯電話等を持たせる際には、取扱いについてルールを決めたり、フィルタリングサービスを利用したりする。
- いじめの早期発見のために、子どもをよく観察し、その兆候に気づいた時には、迷わず学校に相談する。学校と家庭が連携して対処していくことが、いじめの解決や防止を図るうえで、極めて重要である。また、いじめは「どの子どもでも被害者にも加害者にもなる」という認識を持ち、「うちの子に限って」と思わず事実を確認したり、子どもの考えや心の声を逃さず聴いたりすることが重要である。

4 いじめ防止等のために市民（地域）が実施する取組

市民は、地域全体で児童生徒を見守り、多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるようにするなど、地域の宝である児童生徒の健やかな成長を促すための取組に努める。

- 日ごろからあいさつや声掛けするなどして、児童生徒に「見守っているよ」というサインを送るよう努める。
- 登下校や放課後の児童生徒の様子を見守り、心配な場面を目にしたら、「どうしたの？」と声をかけたり学校に連絡をしたりする。
- 地域等で行われる行事に参加した児童生徒に積極的にふれあうとともに、学校行事にも参加し、学校での子どもの様子も知るよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 学校又は市教育委員会による調査

【法第28条、第30条による。】

①重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ・ 児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

イ 重大事態の報告

- ・ 学校は、いじめの重大事態を認知した場合、児童生徒の事故発生時等の報告に準じ、以下の手順で市教育委員会に発生の報告を行う。

①	直ちに電話にて第1報
②	①の後、速やかに「ファックスによる児童生徒の事故報告」を作成し、第2報 【資料3：事故報告記入例 参照】
③	市学校管理規則第11条に基づく親展文書による報告

- ・ 市教育委員会は、学校からの報告を受けた際は、速やかに市長に報告する。

ウ 調査の主体

- ・ 市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は必要な指導、人的配置等の適切な支援を行う。
- ・ 市教育委員会が主体となって調査を行う場合は次のとおりである。

①	学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
②	学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は市教育委員会が設置した「五島市いじめ等学校問題対策チーム」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめについての事実関係をできる限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調 査 項 目 例
<ul style="list-style-type: none">• いつ頃から• どのような様態であったか• いじめを生んだ背景事情• 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか• 学校、教職員がどのように対応したか <p style="text-align: right;">・ 誰から</p> <p style="text-align: right;">等</p>
留意点等（いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合）
<ul style="list-style-type: none">• いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。• 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。 ※この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないようにすること。• いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。• いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。• これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる。
留意点等（いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合） ※いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合
<ul style="list-style-type: none">• いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。• 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

カ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を行う。

留意点等

- 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 学校が調査を行う場合において、市教育委員会は、情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ「自殺予防 メディア関係者のための手引き（2008年改訂版日本語版）」（WHO 作成）等を参考に【参考：内閣府自殺対策サイト】

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kanren.html>

②調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は、速やかに報告を行う。

- 学校又は市いじめ等学校問題対策チーム ⇒ 市教育委員会 ⇒ 市長

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。

- 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

調査結果を報告する際の留意事項

- 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

【法第30条第2～5項による。】

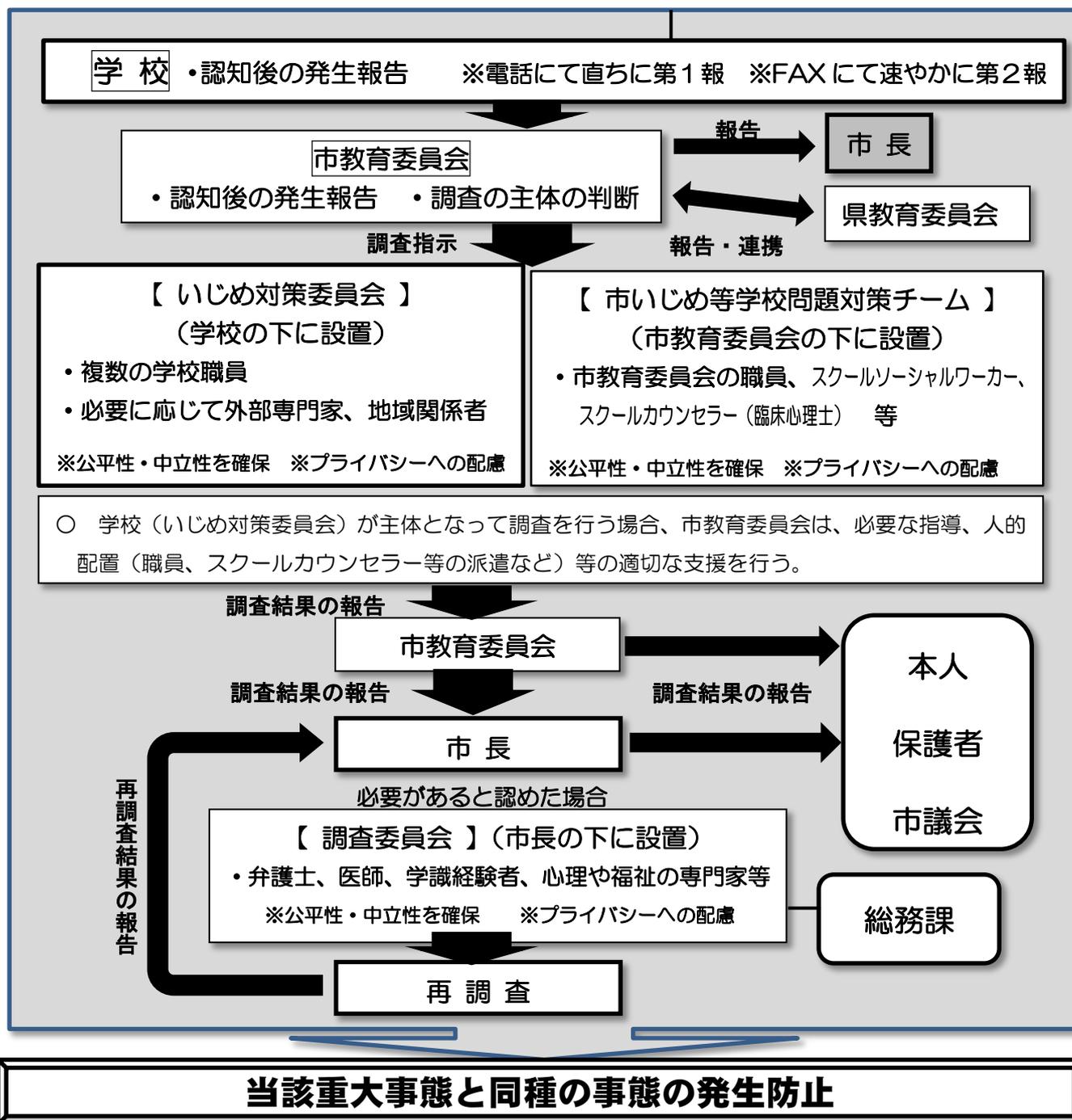
①再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、「五島市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める時は、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

- 学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

重大事態発生



第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、当該基本方針の策定から3年の経過をめぐり、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて市は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。